

法定調書の提出は e-Tax で !!

e-Tax を利用するメリット

- 税務署に行かずに、自宅や事務所などから法定調書を作成・提出。
法定調書の提出の e-Tax 利用率は 76.6%、約 4 人に 3 人が e-Tax を利用しています！
- 事業主の方が、e-Tax で給与所得の源泉徴収票を提出することで、従業員の方が所得税の確定申告書を作成する際に、マイナポータル連携を利用すると、給与所得の源泉徴収票の情報を申告書の該当項目へ自動で入力することができます。
※従業員の方が国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」からマイナンバーカードを利用して e-Tax で申告する際にご利用になれます。

詳しくは、国税庁又は e-Tax ホームページをご覧ください。

- 法定調書の作成・提出について



- マイナポータル連携で給与所得の確定申告が簡単に



eLTAX で市区町村と税務署に同時提出

市区町村へ提出

「給与支払報告書」
「公的年金等支払報告書」

税務署へ提出

「給与所得の源泉徴収票」
「公的年金等の源泉徴収票」



- eLTAX を利用することで、支払報告書の電子申告 (eLTAX) 用のデータと源泉徴収票の電子申告 (e-Tax) 用のデータを同時に作成し、支払報告書は、受給者の住所地の市区町村へ源泉徴収票は、支払者の所轄税務署へまとめて提出 (送信) することができます。(eLTAX ホームページ)⇒



法定調書の e-Tax 等による提出義務化について

- 令和 6 年中に提出した法定調書の枚数が 100 枚以上となった法定調書については、令和 8 年に提出する法定調書を e-Tax、クラウド等又は光ディスク等により提出する必要があります。
※100 枚以上の判定は、法定調書の種類ごとに行います。
- 令和 9 年 1 月以降に提出する法定調書については、e-Tax 等による提出義務の判定基準が「100 枚以上」から「30 枚以上」に変わります。
- 令和 7 年中に提出する法定調書の枚数が 30 枚以上となった方は、令和 9 年に提出する法定調書を e-Tax 等により提出する必要がありますので、e-Tax 等による法定調書の提出のご準備をお願いします。

- 法定調書の e-Tax 等による提出義務化の概要について



※e-Tax ソフトの事前準備、送信方法、エラー解消などの使い方のお問合せは e-Tax・作成コーナーヘルプデスクへ 電話番号 0570-01-5901